

# 泉南清掃事務組合ごみ処理施設設置並びに管理条例

昭和 45 年 2 月 27 日

条例第 9 号

最近改正 平成 19 年 12 月 7 日

(目的)

第 1 条 この条例は本組合ごみ処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本組合は、環境衛生の向上を図るためごみの処理施設（以下「処理施設」という。）を次のとおり設置する。

位 置 阪南市尾崎町 532 番地

名 称 泉南清掃工場

(用途)

第 3 条 処理施設は、本組合のごみを処理する目的以外に使用してはならない。

(使用の条件)

第 4 条 処理施設に於いてごみ処理しようとする者は管理者の許可を受けなければならない。

(使用の条件)

第 5 条 前条の許可を受けた者が処理施設を使用するときは管理者の指定する運搬車によらなければならない。

(使用料)

第 6 条 第 4 条の規定により許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(投入量の認定)

第 7 条 投入量は本組合の計量器による。

(使用料の減免)

第 8 条 管理者は特に必要があると認めた場合は使用料を減免することができる。

(許可の取消)

第 9 条 次の各号の一に該当するときは第 4 条の許可を取消することができる。

(1) 処理施設若しくは設備を損傷し、又は機能に障害を与えるような行為をしたと

き。

(2) その他管理者の指示に従わないとき。

(損害の賠償)

第 10 条 処理施設若しくは設備を損傷し、又は機能に障害を与えた者はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 12 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 12 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 8 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 7 日条例第 2 号)

(施行期日)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中取扱区分 40 kg 未満手数料 400 円の規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
焼却破碎処分	40 kg 未満	400 円
	40 kg 以上 50 kg 未満	500 円
	以後 10 kg 増すごとに 100 円を加えた額	